

# プロポーザル方式実施説明書

## 第1章 プロポーザル参加に係る手続き等

### 1 プロポーザルの概要

#### (1) 業務の概要

- ア 業務委託名 浜松球場夜間照明塔塗装及び照明 LED 化業務
- イ 業務内容 別紙「要求水準書」のとおり
- ウ 履行期間 契約締結日から令和7年7月31日まで
- エ 契約上限金額 1,265,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）

#### (2) 書類一覧

本プロポーザル方式で用いる書類は次のとおりとする。

1	公告文	
2	契約書	
3	業務説明資料	
4	浜松球場夜間照明塔塗装及び照明 LED 化業務 設計・施工・監理一括発注プロポーザル要求水準書	
5	企画提案書評価基準	
6	プロポーザル方式実施説明書（本文）	
7	様式 1	参加意向申出書
8	様式 2	参加資格確認結果通知書
9	様式 3-1	質問書
10	様式 3-2	質疑応答書
11	様式 4	企画提案書
12	様式 5	企画提案書等の取扱いに関する回答書
13	様式 6	結果通知書
14	別記 1	企画提案書等の取扱いに関する確認依頼

#### (3) スケジュール

本プロポーザル方式におけるスケジュールは次のとおりとする。

参加意向申出書受付期間	令和5年11月10日(金)から令和5年11月24日(金)午後5時
質問書受付期間	令和5年11月10日(金)から令和5年11月28日(火)午後5時
参加資格確認結果通知書 交付日	令和5年12月4日(月)
質問に対する回答送付日	令和5年12月4日(月)
企画提案書等提出期間	令和5年12月11日(月)から令和5年12月28日(木)午後5時
ヒアリング実施日	令和6年1月29日(月) ※時間は後日連絡
特定・非特定の通知日	令和6年2月1日(木)
仮契約	令和6年2月7日(水)
契約締結	令和6年2月末日 ※浜松市議会令和6年2月定例会議決による

## 2 担当部署及び問い合わせ先

〒430-8652 浜松市中区元城町 103-2

浜松市市民部スポーツ振興課（浜松市役所本庁舎 3 階）

電話 053-457-2421 FAX 050-3730-1391

メールアドレス sports@city.hamamatsu.shizuoka.jp

## 3 参加するために必要な資格

次に掲げる要件を満たす者

単独業者については、次の(1)～(7)、(9)及び(10)に掲げる要件を満たす者であり、浜松市特定業務委託共同企業体取扱要綱に基づき結成された特定業務委託共同企業体（以下「共同企業体」という。）については、(9)及び(11)の要件を満たしており、代表者及びその他の構成員は(1)～(8)の要件を満たすものでなければならない。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示（平成 20 年 10 月 1 日浜松市告示第 390 号）の規定により、令和 5・6 年度の競争入札参加資格（業種分類 3016 電気設備保守点検業務委託 又は 3099 その他業務委託 のいずれか）の認定を受けている者であること。

なお、上記名簿に登載されていない者でこのプロポーザルに参加しようとする者は、浜松市財務部調達課に定められた様式により令和 5 年 11 月 24 日（金）までに資格審査の申請を行う必要がある。ただし、当該特定調達契約の企画提案を辞退した場合、その申請に基づく、登録は無効とする。

(3) 浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中ではないこと。

また、同要綱第 1 条に規定する有資格業者以外の者にあつては、同要綱別表第 1 及び別表第 2 に定める措置要件に該当する行為を行っていないこと。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

(6) 所属する協同組合等の団体が参加申請をしていないこと。協同組合等の団体においては、所属する組合員等が参加申請をしていないこと。

(7) 参加表明者（共同企業体の場合は施工企業に限る）は、次の要件を全て満たす者であること。

ア 令和 5 年 11 月 24 日時点で有効な電気工事の経営事項審査結果の総合評定値(P)が 850 点以上の者であること。

イ 電気工事に係る建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく特定建設業の許可を受けている者であること。

ウ 建設業法等に規定する技術者を配置できる者であること。なお、技術者は監理技術者としてすることとし、参加申出書提出日以前に 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

また、監理技術者については、監理技術者資格証を有するもので、監理技術者講習修了証明書の交付を受けている者であること。

- (8) 第1章1に掲げる業務委託に係る2以上の共同企業体の構成員でないこと。
- (9) 単独業者として参加する者と第1章1に掲げる業務委託に係る共同企業体の構成員を重複していないこと。
- (10) 単独業者は、スタジアムナイター照明改修事業の実績を有すること。
- (11) 共同企業体については、2者又は3者で構成され、次の要件を満たしていること。
  - ア 浜松市特定業務委託共同企業体取扱要綱第5条で規定する構成であること。
  - イ 各構成員の出資比率は2者の場合は30%以上、3者の場合は10%以上とする。
  - ウ 代表企業は、スタジアムナイター照明改修事業の実績を有するものであり、事業遂行の責を負う。

#### 4 参加者の構成

- (1) 本業務を遂行する能力を有する単独企業または共同事業体とする。ただし、他の入札参加者に属してはならない。
- (2) 共同事業体による応募の場合は、市との窓口となる企業1社を選出し、「代表企業」として事業の遂行の責を負うものとする。
- (3) 参加表明時に応募者の構成員全てを明らかに市、各々の役割分担を明確にすること。
- (4) 参加表明後の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行い、市がこれを認めた場合はその限りではない。

#### 5 参加手続き等

- (1) 参加に必要な書類の提出
  - 本プロポーザルの参加希望者は、次により本プロポーザルの参加に必要な書類の提出をすること。

ア 受付期限 令和5年11月24日(金)午後5時00分まで(必着)

イ 提出先 浜松市市民部スポーツ課スポーツ戦略グループ 担当:鈴木、八木

ウ 提出方法 持参又は郵送

(郵送の場合は書留郵便とし、受付期間の最終日までに必着とする。)

エ 提出書類 (ア) 参加意向申出書(様式1)

(イ) 参加資格を確認するために必要な書類

- ・ 会社概要(最新のもの)
- ・ 第1章3(7)を満たすことが確認できる書類の写し
- ・ スタジアムナイター照明改修事業の実績を有することが確認できる書類の写し
- ・ 共同企業体においては、業務委託入札参加資格審査申請書、協定書の写し及び使用印鑑届を添付した参加意向申出書を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。この場合において、参加資格の確認基準日は参加意向申出書の提出期限とし、確認結果は文書で通知する。

(ウ) 入札参加資格審査申請書類

※第1章3(2)のなお書きに該当する場合のみ

- (2) 参加資格確認結果通知書の交付

ア 交付場所 電子メール

イ 日時 令和5年12月4日(月) 午前9時以降

(午前8時30分から午後5時15分まで 土曜日、日曜日及び祝日等を除く)

ウ その他 電話連絡等はしない。原則、電子メールでの送付を予定。

※なお、郵送を希望する場合は、参加意向申出書を提出する際に、84円切手を貼った返信用封筒を添付すること。

(3) 参加資格がないと認められた者の理由説明要求

(2)で参加資格がないと認められた者は、市に対し、次のとおり説明を求めることができる。

ア 提出方法 持参又は郵送

(郵送の場合は書留郵便とし、受付期間の最終日まで必着とする。)

イ 提出期限 令和5年12月6日(水)

(午前8時30分から午後5時15分まで 土曜日、日曜日及び祝日等を除く)

ウ 提出先 浜松市市民部スポーツ振興課スポーツ戦略グループ 担当:鈴木、八木

エ 様式 任意様式

(4) 質問書の提出及び回答

本プロポーザル方式の内容について疑義のある場合は、次により質問書(様式3-1)の提出をすること。質問に対する回答は、企画提案書提出期限の前3日間浜松市役所(業務所管課)において閲覧に供するとともに、参加資格を認められた者全員に通知する。なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要とする。

ア 提出期限 令和5年11月28日(火)午後5時00分まで(必着)

イ 提出先 浜松市市民部スポーツ振興課スポーツ戦略グループ 担当:鈴木、八木

ウ 提出方法 持参、郵送又は電子メール(ただし、持参以外は着信確認を行うこと。)

エ 回答送付日及び方法 令和5年12月4日(月)電子メールによる

6 参加資格の喪失

(1) 参加意向申出書の提出期限の日又は指名通知日から受託候補者の特定の日までの間に次のいずれかに該当することになった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。

(ア) 第1章3に規定する参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき

(イ) 第1章5(1)エ及び第2章2(2)で示す書類に虚偽の記載をしたとき

## 第2章 企画提案書等について

1 企画提案書、その他企画提案に関する資料(以下「企画提案書等」という。)の内容

(1) 企画提案書等は、次に掲げる内容を記載するものとする。

項目	留意事項
基本事項について	業務への理解度 本業務における目的、内容、ポイント等を記載してください。 業務遂行における課題と解決方法について記載してください。
	業務実績 会社概要や類似業務実績、主たる担当者(総括担当者・主任担当者)の設計・施工等に必要な所有資格等を記載してください。
提案内容について	業務体制・スケジュール 業務及び各種手続きの実施申請時期がわかる工程計画を作成してください。 本業務を令和7年7月31日までに完了するための工程計画を作成してください。なお、提案により共用開始日を前倒しすることは差支えありません。
	本業務の実施体制及び非常時における連絡体制等を記載してください。

	実現可能性	関係機関との事前調整の内容やその対応方法について記載してください。
	照明塔塗装及び照明 LED 化の実施計画	<p>本業務に必要なとなる平面図、立面図、配置図、導線図等の情報を記載してください。</p> <p>野球場及び陸上競技場の利用を継続した状態での施工における課題とその対応方法について記載してください。浜松球場の観客席は利用者の安全確保を目的とした一部制限を可とするため、その場合は、課題とその対応方法について記載してください。</p> <p>本業務の実施期間中は、浜松球場レフト側駐車場の一部を資材置場とすることを可としているため、業務期間における提案者としての駐車場の利用方法と利用者の駐車場利用への配慮や対応方法について記載してください。</p> <p>球場や陸上競技場の利用者を含む公園利用者の導線確保や安全対策等について考慮した点や工夫した点を記載してください。</p> <p>照明塔の既存塗装は鉛を含むことから、既存塗装の剥離作業及び剥離した塗装の処分における課題と対応方法について考慮や工夫した点を記載してください。特に周辺住民への配慮や工夫した点を記載してください。</p> <p>LED 照明の機能や性能を最大限発揮するために考慮した点や工夫した点など、提案者の独自の提案を記載してください。(競技者に対する配慮や工夫、周辺住民に対する光害への配慮や工夫、照明設備の機能や機能を活かした提案など)</p> <p>当該設備の引き渡し後における、障害時の支援体制、補修部品の供給体制及び発注者又は指定管理者からの技術的内容の間合せ対応について、考慮や工夫した点を記載してください。</p>
	その他	上記以外に、特に配慮した点や独自の提案を記載してください。

## 2 企画提案書等の提出

### (1) 提出物

ア 企画提案書 (様式 4)

イ 企画提案書等の取扱いに関する回答書 (様式 5)

※第 2 章 5 (3) 及び別記を参照のうえ提出すること。

ウ 参考見積書 (内訳書)

エ その他資料

・会社概要及び関連業務実績

(2) 提出部数 8 部 (正本 1 部、副本 7 部)

(3) 提出先 浜松市市民部スポーツ振興課スポーツ戦略グループ 担当:鈴木、八木

(4) 提出期限 令和 5 年 12 月 28 日 (木) 午後 5 時 00 分まで

(5) 提出方法 持参又は郵送 (郵送の場合は書留郵便とし、受付期間の最終日までに必着とする。)

- 3 企画提案書等作成にあたっての留意点
  - (1) 使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は測量法に定めるものとする。
  - (2) 提案は、簡潔に記述すること。
  - (3) 文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可能とする。
  - (4) 具体的な設計図、模型（模型写真含む）、透視図等の使用は可能とする。
- 4 無効となる企画提案書  
次のいずれかに該当する提案は、無効とする。
  - (1) 第2章1及び2に定める条件に適合しない提案。
  - (2) 虚偽の記載をした提案。
  - (3) 第1章3に示した参加資格を有しない者の提案。
  - (4) ヒアリングに出席しなかった者の提案。
  - (5) 参考見積金額が、実施説明書に示した契約上限金額を超える提案。
- 5 企画提案書等の取扱い
  - (1) 企画提案書等の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。
  - (2) 提出された企画提案書は、本プロポーザル方式における受託候補者の特定以外の目的では使用しないものとする。
  - (3) 企画提案書等は、公平性、透明性を期すために、「浜松市情報公開条例」等関連法令に基づく情報公開請求がなされた場合、もしくは本市が企画提案書等の公表が特に必要と判断する場合には、その全部を原則公開又は公表するものとする。例外的に、提案者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより提案者の正当な利益を害する情報がある場合には、本市の判断で非公開とするものとする。なお、公開又は公表する場合の企画提案書等の使用に関する費用は、無償とする。
  - (4) 提出された書類は、特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
  - (5) 企画提案書等の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求められることがある。
  - (6) 企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、提出された企画提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、入札参加資格停止等の措置を行うことがある。
  - (7) 受託候補者の特定は、企画提案書等を基に行うが、契約後の業務は必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
  - (8) 企画提案書等の提出は、1者につき1案のみとする。
  - (9) 提出された書類は返却しないものとする。
  - (10) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負うものとする。

### 第3章 審査の手続き及び受託候補者の特定

#### 1 企画提案書等の審査

企画提案書等の審査は、市が選定した評価委員会が次のように行う。

- (1) 審査の実施
  - ア ヒアリング審査
    - (ア) 実施日 令和6年1月29日（月）予定  
詳細については対象者に別途連絡する。
    - (イ) 審査は、提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された企画提案書等のみを使用し、他の資料は使用しないものとする。

- (ウ) 評価基準に従い審査を行う。
- (エ) ヒアリングへの出席者は 4 人以内（うち 1 人は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とし、ヒアリング時間は 1 者あたり 45 分程度（説明 30 分、質疑 15 分程度）を予定している。

ウ 評価基準

別紙「評価基準」のとおり。

2 受託候補者の特定

- (1) 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている提案者を受託候補者として特定し、契約締結に向けた必要な協議を行う。なお、この協議において、受託候補者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (2) 受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな受託候補者として手続きを行うものとする。
- (3) 審査の結果、いずれの提案者も最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、受託候補者を特定しない場合がある。
- (4) 特定・非特定の通知  
提出者のうち、受託候補者として特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により令和 6 年 2 月 1 日（木）までに通知する。

3 特定の取消

受託候補者として特定された者は、特定の日から契約締結の日までの間に、次のア、イに該当することになった場合には、当該プロポーザル方式における受託候補者としての特定は取消するものとし、契約締結は行わないものとする。この場合、次順位の者を新たな受託候補者として手続きを行うものとする。

ア 第 1 章 3 に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき

イ 第 1 章 5(1)エ及び第 2 章 2(1)で示す書類に虚偽の記載をしたとき

## 第 4 章 その他

1 手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

2 契約書作成の要否

要する。

3 その他

本市が本プロポーザル方式のために作成した資料は、本市の了解なく公表、使用することはできないものとする。